

よくある質問



来週から入院することになりました。
すぐサービスを利用したいのですができますか？

契約までには、ご本人の状況を詳しくお聞きし、必要書類や支援計画を作成する必要があります。そのため、お申し込み後 **1か月程度のお時間** がかかります。できるだけ余裕をもってご相談ください。



金銭管理を市社協に頼みたいけれど、
通帳や印鑑は市社協に預けなくてはなりませんか？
通帳などはふだんは自分で管理したいと思っているのですが…。

貴重品預かりサービスは「えらべるサービス」となっています。そのため、市社協に預けるご希望がなければ、通帳などは引き続きご自身で保管していただきます。市社協の専門員は、お金の払い戻しなどの必要時のみ通帳などをお預かりし、当日の支援終了時にお返しします。



近くには頼りになるような親族がいません。
認知症などで将来判断能力が低下してしまったときにも、
このサービスを続けられますか？

このような場合には、「えらべるサービス」の**ずーっとあんしんプラス**のご利用をご検討ください。判断能力低下後に有効となる任意後見制度を使って、お元気だったときに希望されていた内容の支援を市社協から受け続けることができます。判断能力低下後の支援内容は、あらかじめ「任意後見契約公正証書」に決めておくので安心です。ご本人に必要な支援が公正証書に記載されるよう、伊那公証役場で公正証書を作るための相談にも市社協の専門員が立ち会い、お手伝いします。

※判断能力低下後、任意後見契約が発効した後は、所定の報酬と支援に要したガソリン代をいただきます。



ご相談・お問い合わせ

社会福祉法人 伊那市社会福祉協議会
地域福祉課 権利擁護係

〒396-0023 伊那市山寺 298-1

伊那市福祉まちづくりセンター ふれあい～な内

TEL.0265-96-8008 / FAX.0265-98-0363

受付：月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(祝日・年末年始除く)



あんしんな暮らし 応援します

くらしの安心サービス



利用できる方

伊那市にお住まいの高齢の方・障害をお持ちの方で、原則として以下の条件をすべて満たしている方

- 契約内容をしっかりと理解でき、このサービスの利用をご自身で希望している方
- 支援可能な親族などがいない方
- 日常生活自立支援事業など他のサービスを利用しているが、このサービスでの支援を必要としている方

※契約後に市外への入院・施設入所となった場合は、市社協が対応できる範囲であれば、サービスを続けることができます。

社会福祉法人 伊那市社会福祉協議会

サービス内容

基本サービス

みまもりサービス

- 月1回の電話、3か月に1回のご自宅訪問で、ご様子をうかがいます。



- 日常生活や福祉サービス利用に関する相談にも応じます。



金銭管理サービス

- 生活に必要な預貯金の出し入れ・支払い・金融機関での手続きなどを代行します。



- 年金・各種手当などの受け取りに関する手続き、税金・社会保険料・公共料金などの手続きや支払いをお手伝いします。



えらべるサービス

(必要なサービスを選んで契約していただきます)

入院・入所等あんしんサービス

- 入院や施設入所の際に必要な準備や手続きをお手伝いします。また、留守になるご自宅の管理や、お金の管理などをお手伝いします。

- 受診時の医師の説明・入所時説明などに同席し、ご家族やケアマネジャーなどあらかじめ指定された方への内容連絡(※ご本人の送迎はできません)
- 受診・入院・入所時の契約書、日用品レンタル契約など、手続き書類の代筆や作成・提出の代行



- 入院時、あらかじめ指定された連絡先への連絡
- 入院中の現金・貴重品等の預かり
- 入院費、施設費、留守宅に関する費用の代理支払い
- 入院時に必要な日用品等の購入・お届け



- 入院中の留守宅の保全代行
- 電気・ガス・水道・新聞・宅配弁当等の停止手続き代行
- 留守宅に届いた郵便物の確認、お届け、市役所等への手続き代行
- 医療同意・延命治療・終末期の過ごし方について、病院や施設へご意向のお伝え(※あらかじめお預かりした「事前指示書」の内容にもとづいてお伝えします)

貴重品預かりサービス

- 現金・通帳等の重要書類・物品をお預かりします。(※指定の袋に入る大きさ・量に限ります)



ずーっとあんしんプラス

- 本事業契約中に認知症などによってご本人の判断能力が低下した際、引き続き伊那市社協からの支援を希望する場合に、あらかじめ作成した任意後見契約公正証書の内容にもとづき支援を行います。(※ただし、死後事務に関する内容は除きます)

ご利用までの流れ

相談



まずは市社協にご相談ください。専門員が生活のご様子やご心配なことをお聞きし、サービス内容・契約までの流れを説明し、サービスのご利用について一緒に考えます。相談は、市社協への来所、またはご本人の居所などへ訪問することもできます。

申込み



利用申請書に記入し、提出していただきます。その後、市社協の専門員がご本人に関すること・生活のご様子・希望するサービスの内容を詳しくお聞きし、必要書類を作成します。(契約前に、市社協でお申込み内容に関する審査を行います)

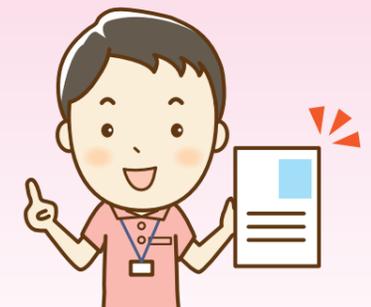
契約



市社協と契約を交わし、支援計画にもとづいてサービスを開始します。(契約後は、所定の利用料がかかります)

任意後見契約公正証書の作成

※「ずーっとあんしんプラス」をお申し込みの場合



将来の判断能力低下後、市社協に手伝ってほしい内容などを定める公正証書を、伊那公証役場で作成します。